

高知大学校友会規則

〔 令和 5 年 7 月 1 日
規 則 第 23 号 〕

最終改正 令和 7 年 3 月 27 日規則第112号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人高知大学組織規則第11条の2第2項の規定に基づき、高知大学校友会（以下「本会」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本会は、高知大学に深い関わりを持つ個人及び団体（以下「校友」という。）の相互の交流を図り、高知大学と校友との強固な絆と緊密な連携を通じて、高知大学の発展を支援することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 高知大学の学生諸活動に対する支援事業
- (2) 校友間の情報交換と情報共有の促進
- (3) 校友間の交流の支援
- (4) 会報の発行その他の校友に向けた情報発信
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会は、本会の役職に指定される者のほか、次に掲げる校友を会員とする。

- (1) 高知大学及びその前身校の卒業生及び修了生のうち入会を希望し登録した者
 - (2) 高知大学に在学する学生
 - (3) 国立大学法人高知大学（以下「本法人」という。）の役員及び職員
 - (4) 本法人の役員及び職員であった者のうち入会を希望し登録した者
 - (5) 高知大学の諸活動に理解のある個人並びに企業及びその他団体のうち入会を希望し登録した者
- 2 会員は、正会員、学生会員及び賛助会員で構成する。
- 3 正会員は個人とし、賛助会員は企業及びその他団体とする。学生会員は、第1項第2号に掲げる者個人とする。
- 4 会員は、会長に申し出て、退会することができる。

(資格の喪失)

第5条 本会の会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失う。

- (1) 退会したとき。
- (2) 正会員及び学生会員においては、死亡したとき又は失踪宣告を受けたとき。
- (3) 前号に掲げるもののほか、前条第1項第2号及び第3号に掲げる者が、当該各号に掲げる者でなくなったとき。
- (4) 賛助会員においては、企業及びその他団体が解散又は廃業したとき。
- (5) その他除名すべき正当な事由があり、運営会議において除名を決議されたとき。

(会長、副会長及び理事)

第6条 本会に、会長、副会長及び理事を置く。

- 2 会長は、学長をもって充て、本会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、次に掲げる2名とし、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
 - (1) 本法人の理事のうちから会長が指名する者 1名
 - (2) 会長が運営会議に推薦する本法人の役員及び職員以外の者 1名
- 4 理事は、次に掲げる者とし、会長を補佐し、会務を企画し執行する。
 - (1) 各学部長
 - (2) 事務局長
 - (3) 各同窓会（高知大学南溟会、如泉会、高知大学医学部医学科同窓会、高知大学看護学同窓会、高知大学日章会、高知大学地域協働学部同窓会をいう。）会長
 - (4) 会長が運営会議に推薦する本法人の役員及び職員以外の者 6人以内
- 5 第3項第2号及び前項第4号に掲げる者の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(支部)

第7条 本会の目的を達成するため、運営会議の承認を得て、地域ごとに支部を置くことができる。

- 2 支部に関し必要な事項は、運営会議が別に定める。

(運営会議)

第8条 本会に、次に掲げる事項を審議するため、運営会議を置く。

- (1) 本会の運営及び事業に係る方針の策定に関すること。
- (2) 副会長、理事及び第10条に定める幹事の選任に関すること。
- (3) 校友会事業の予算及び決算に関すること。

- (4) 支部の設置又は廃止に関すること。
- (5) 会員の除名に関すること。
- (6) 本規則の改正に関すること。
- (7) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (8) その他会長が必要と認める会務の執行に関する重要な事項

2 運営会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 理事
- (4) その他会長が必要と認めた者

3 前項第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 運営会議の議長は、会長をもって充てる。

5 議長は、運営会議を主宰する。

6 運営会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

7 運営会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 運営会議は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

9 会長が必要と認める場合は、運営会議にワーキンググループを設置することができる。

(代議員会)

第9条 本会に、次の事項を審議するため、代議員会を置く。

- (1) 本会の事業の企画及び実施に関すること。
- (2) 校友会事業の予算及び決算案の作成に関すること。
- (3) 本規則の改正案の作成に関すること。
- (4) 事業計画及び事業報告の案の作成に関すること。
- (5) 申請等の審査に関すること。
- (6) その他本会の運営に関し必要な事項

2 代議員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副会長のうち第6条第3項第1号に掲げる者
- (2) 理事のうち第6条第4項第1号及び第2号に掲げる者のうちから会長が指名する者 1人
- (3) 第10条に定める幹事

- 3 代議員会に議長を置き、前項第1号の者をもって充てる。
- 4 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名した者が、その職務を代行する。
- 5 議長は必要に応じ、代議員会を招集する。
- 6 代議員会は、構成員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 7 代議員会の議事は、出席した構成員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 代議員会は、必要に応じて、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事)

第10条 本会に幹事を置き、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 各学部から推薦される教員 各1人
 - (2) 広報・校友課長
 - (3) 研究国際部地域連携課長
 - (4) 学務部学生支援課長
- 2 幹事は、第3条に規定する事業のための連絡及び調整等を行う。
 - 3 第1項第1号の幹事の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、当該幹事に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会計)

第11条 本会の必要経費は、寄附金及びその他収入をもって充てる。

(事務)

第12条 本会の事務は、関係各課の協力を得て、広報・校友課において処理する。

(補則)

第13条 この規則に定めるものほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和5年11月1日から施行する。
- 2 この規則施行後、最初に選出される第6条第3項第2号及び同条第4項第4号に掲げる者の任期は、同条第5項の規定にかかわらず、令和8年3月31日までとする。
- 3 この規則施行後、最初に選出される第10条第1項第1号の者の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、令和8年3月31日までとする。

附 則（令和6年3月29日規則第91号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月27日規則第112号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。